

## 被災住宅復興支援利子補給制度

市では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた方が、被災した住宅を復旧するための資金を借り入れた場合に、償還すべき利子の一部を予算の範囲内において補給します。

### ○補給対象者

- (1) 自己(親族)所有の住宅が大規模半壊、半壊または一部損壊の「り災証明書」を受け、震災発生時に自己(親族)が当該被災住宅に居住していた方
- (2) 被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設もしくは購入、または被災宅地の復旧を市内で行う方
- (3) 平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を独立行政法人住宅金融支援機構、銀行法第2条で定める銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条で定める協同組織金融機関またはその他の民間金融機関(機構と提携した長期固定金利住宅ローンを締結する場合に限る)と締結し、住宅復興資金の融資を受けた方
- (4) 申請者及び同居者全員が市税等を滞納していない方
- (5) 他の利子補給制度を受けていない方

※店舗・倉庫・塀などは対象外となります。

※被災者生活再建支援金の支給を受けた方は対象外となります。

### ○補給金額

融資残高(640万円を限度)の2%にあたる金額を限度に年1回交付します。  
※宅地復旧工事を伴う場合は1,030万円を上限とし、宅地復旧工事のみの場合は390万円を上限とします。

※借入利率が2%以下のときは、その利率とします。

### ○補給期間

借入金に係る利子の支払開始日から5年以内  
※ただし、無利子期間または利子支払いの猶予期間等がある場合には、当該期間も含め5年以内とします。

### ○申請方法

所定の申請書に必要書類を添付し、本庁都市計画課に提出してください。  
※申請書は本庁都市計画課にあります。

### ○申請期限

平成30年3月30日(金)  
※受付は、土・日曜日、祝日を除く8:30~17:15まで

申請・問 本庁 都市計画課住宅・営繕G ☎52-1111 内線254

## 常陸大宮市平成29年度成人式

平成29年度に成人を迎える方々の新しい人生の門出を祝福し、成人式を下記日程のとおり実施します。

新成人者の皆さんの多数のご出席を、心よりお待ちしております!

○期 日 平成30年1月7日(日)

○受 付 13:15~13:45

○会 場 市文化センター

○式 典 14:00~15:00

※企画・運営は、新成人者による成人式実行委員会にて行っています。興味のある方は、下記問合せ先へご連絡ください。

※本市の中学校を卒業された方、または本市にお住まいの方に案内状を送付します。(11月下旬~12月上旬頃発送予定)

問 教委 生涯学習課生涯学習G

☎52-1111 内線335



## 上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いに口座振替を利用すると、振替日に指定口座から自動的に料金が納入されます。支払いに行く手間や払い忘れもなく、大変便利です。

ぜひ、便利で安心な口座振替をご利用ください。なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかった場合再振替は行っていないのでご注意ください。

### ○振替日

毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)  
※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1~2か月は、納付書でお支払いください。

### ○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申し込みください。

- ・常陽銀行
- ・筑波銀行
- ・茨城県信用組合
- ・東日本銀行
- ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫
- ・烏山信用金庫
- ・中央労働金庫
- ・ゆうちょ銀行、郵便局

### ○申し込みの際に必要なもの

- ・通帳など口座番号がわかるもの
  - ・通帳の届出印
  - ・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)
- ※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関及び水道お客さまセンター・各支所にあります。

申込・問 水道お客さまセンター ☎52-0427